



教えてJAさん!

Q & A



NIISAで保有している株式や投資信託などの非課税保有期間が終わりそうですが、引き続き保有する方法はありますか？

(松阪市 60歳・女性)



新しいNIISAの2階部分の非課税枠への移管（ロールオーバー）が可能です。

【ロールオーバーとは】

現行制度の一般NIISAにおける非課税期間（5年間）が終了した後、株式・投資信託等の保有を継続する場合、①翌年の非課税投資枠に移す、②課税口座に移す、③売却するの3つからどれかを選択します。このうち①翌年の非課税投資枠に移すことを、ロールオーバーといいます。

ロールオーバーの手続きをしなかった場合は、自動的に課税口座へ移されます。

ロールオーバーすることにより非課税保有を継続できますが、ロールオーバーした金額の分だけ翌年の非課税投資枠を使うため、非課税で新規に投資できる金額は少なくなります。なお、つみたてNIISAにはロールオーバーの仕組みはありません。

【新しいNIISAへのロールオーバー】

一般NIISAにおけるロールオーバーは、2024年以降の新NIISA制度への変更により、一部例外的な

取扱いとなります。

現行制度の一般NIISAにおいて、2024年以降に非課税期間が終了する場合、新しいNIISAの2階部分の非課税投資枠へのロールオーバーが可能です。その際、2階部分の非課税投資枠（102万円）を超過する場合には、1階部分の非課税投資枠（20万円）を使います。このとき、ロールオーバー可能な金額に上限はありません。

【新しいNIISAにおけるロールオーバー】

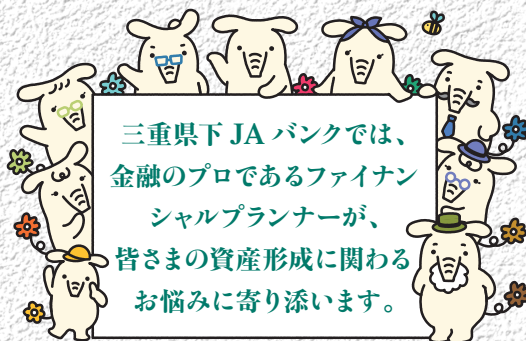
2024年以降の新しいNIISAにおいて、1階部分で購入した投資信託については、非課税期間が終了した後、つみたてNIISAの非課税投資枠へのロールオーバーが可能です。ただし、2階部分で購入した株式・投資信託等については、ロールオーバーの仕組みがないため、注意しましょう。

資産形成のこと お気軽にご相談ください!!

投資信託
とは？

老後
2,000万円
問題とは？

NISA、
iDeCoとは？



※三重県下JAでは、投資信託を販売しています。
JA みえきた / JA 鈴鹿 / JA 津安芸 / JA みえなか / JA 多気郡 / JA 伊勢 / JA いがふるさと
※悩みごとがあれば、お近くのJAまでご相談ください。